業務区域	熊本県				
対象建築物	1. 床面積が10,000㎡を超える建築物 2. 令第81条第2項第一号ロに規定する構造計算による建築物(木造の建築物(法第6条第1項第二号に掲げるものを除く)で令第82条の5に規定する構造計算が行われたものを除く) 3. 他の委任機関が、熊本県指定構造計算適合性判定機関指定準則第4の規定により判定できない建築物 4. その他知事が必要と認める建築物				
判定手数料(非課税)	建築物の床面積 の合計 [※]	大臣認定プログラム以外による構造計算		大臣認定プログラムによる構造計算	
		限界耐力計算等による もの	左記以外によるもの	限界耐力計算等による もの	左記以外によるもの
	200㎡以内	- 214,000円	77,000円	147,000円	72,000円
	200㎡超 1,000㎡以内		153,000円		116,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	286,000円	200,000円	183,000円	139,000円
	2,000㎡超 10,000㎡以内	327,000円	228,000円	201,000円	152,000円
	10,000㎡超 50,000㎡以内	435,000円	435,000円	255,000円	255,000円
	50,000㎡超	800,000円	800,000円	436,000円	436,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積 + 増加する部分以外の床面 積の1/2)とする				
お受けできる 事務所	<u>東京(本部)</u> 大阪事務所				